

I はじめに

II 農作業環境の安全対策の強化

- 1 農業機械の安全対策の強化
 - (1) 農業機械の安全性能の強化
 - (2) 安全性検査制度の見直し
 - (3) 法令で定められた対応の徹底**
 - (4) 法令における農業機械の位置づけの確認**
- 2 農地、農道、農業施設等の安全対策の強化
 - (1) 農地、農道の安全対策
 - (2) 農業施設等における安全対策

III 農業者の安全意識の向上

- 1 研修体制の強化
- 2 農作業安全に向けた現場の取組の活性化

8 労働安全衛生法令関係（雇入れ時教育の省略規定の廃止）

- 労働安全衛生法第59条第1項において「事業者は労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない」旨を規定（雇入れ時教育）。
- 雇入れ時教育の実施に当たり、農業については、これまで機械の取扱い方法等の一部項目を省略することができることとされていたが、今般、この省略規定が廃止され、令和6年4月1日より全業種で義務化（施行）されることとなった。
- 農業においては、未熟練労働者の労働災害の発生割合が「全産業平均」や「製造業」と比べて高い状況であったことから、今般の義務化と取組の徹底を通じて労働災害の発生件数の減少が期待されること。
- 農林水産省では、現在、雇入れ側農家向けの「教育資材」と雇われ側農家向けの「リーフレット」を作成中であり、速やかに農業現場への周知を図っていくこととしている。

雇入れ時教育の拡充（全業種で省略規定廃止）

[雇入れ時教育の項目]

- 1 機械等、原材料等の危険性・有害性・取扱い方法
- 2 安全装置、有害物抑制装置、保護具の性能・取扱い方法
- 3 作業手順
- 4 作業開始時の点検
- 5 業務に関して発生するおそれのある疾病の原因・予防
- 6 整理、整頓及び清潔の保持
- 7 事故時等における応急措置・退避
- 8 その他当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

令和6年4月1日から省略規定が廃止され、全業種に義務化

【これまでも省略できなかった業種】

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

※ただし、十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該事項についての教育を省略することができる。

- 雇入れ時教育を行う際に、雇入れ側の農家が用いる「教育資材」を農林水産省の委託事業を通じて（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会において作成中。

農業用「教育資材」作成のポイント

- ・ 農業の知識がない労働者にも簡単に理解してもらえる資料とすること。
- ・ 雇入れ時教育の項目ごとに、安全に農作業を実施するために必要となる事項をまとめること。
- ・ 特に気を付けるべき危険な作業は、挿絵や写真を充実させる等、現場の安全向上に資する内容とすること。
- ・ 事業者が労働者に教育を実施するに当たり、参考となる解説資料も作成すること。

(参考) 厚生労働省が作成した製造業向け教育資材より抜粋

ポイント6 安全な作業をみんなで実施し職場を安全に！

「はさまれ、巻込まれ」、「転倒」、「切れ、こすれ」、「腰痛症」、「熱中症」の災害について、その災害防止対策を徹底しましょう。



① 「はさまれ・巻き込まれ」災害防止のポイント

- 機械の清掃、修理は止めてから！
コンベア、ロールなどの清掃、調整は必ず止めて行うこと。
- 機械を止めた作業は不意の起動防止を！
修理中などの表示、起動スイッチの作業者保管で、不意の起動を防止しましょう。
- 囲い、安全装置等はその機能の維持を！
点検、整備で機能の有効保持をしましょう。

(参考) 労働安全衛生法令関係 (個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会)

- 厚生労働省において、個人事業者等に関する業務上の災害の実態把握、実態を踏まえ災害防止のために有効と考えられる安全衛生対策のあり方について、「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」において検討し、本年10月27日に報告書がまとめられたところ。
- 同報告書においては、個人事業者等の業務上災害の報告について農業を含む全業種を対象とする方向が示されており、農林水産省においても、農作業事故に係る災害情報について厚生労働省と連携を図りながら対応を検討。

個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会 開催要綱

1 趣旨・目的

労働安全衛生法は、「職場における労働者の安全と健康を確保する」(同法第1条)ことを一義的な目的としており、これまで労働安全衛生行政は、労使関係の下での労働者の安全衛生の確保を目的として様々な施策を講じてきた。

なお、個人事業者等の安全衛生対策については、これまで関係省庁との連携の下でのデリバリーサービスにおける交通事故防止対策についての周知啓発等の個別分野対策に取り組んできたところである。

一方、令和3年5月に出された石綿作業従事者による国賠訴訟の最高裁判決においては、有害物等による健康障害の防止措置を事業者に義務付ける労働安全衛生法第22条の規定について、労働者と同じ場所で働く労働者以外の者も保護する趣旨との判断がされた。これを踏まえて、同規定に係る11の省令について、請負人や同じ場所で作業を行う労働者に以外の者に対しても労働者と同等の保護措置を講じることを事業者に義務付ける改正を行い、令和4年4月に公布されたところである。

この省令改正について検討を行った労働政策審議会安全衛生分科会では、労働安全衛生法第22条以外の規定について労働者以外の者に対する保護措置をどうすべきか、注文者による保護措置のあり方、個人事業者自身による事業者としての保護措置のあり方などについて、別途検討の場を設けて検討することとされた。

また、これまで労働安全衛生法の対象としてきていない個人事業者、中小企業事業主等についても業務上の災害が多く発生している状況にある。

こうしたことから、労働者以外の者も含めた業務上の災害防止を図るため、学識経験者、労使関係者による検討会を開催し、個人事業者等に関する業務上の災害の実態把握、実態を踏まえ災害防止のために有効と考えられる安全衛生対策のあり方について検討することとする。

2 検討事項

- (1) 個人事業者等に関する業務上の災害の実態に関すること
- (2) 個人事業者等の災害の実態を踏まえた災害防止対策のあり方に関すること
- (3) 個人事業者自らによる安全衛生確保措置の必要性及びその促進に関すること
- (4) 個人事業者等に関する業務上の災害の把握・報告等に関すること。
- (5) 個人事業者や中小企業の安全衛生水準の向上のための支援等に関すること
- (6) その他

3 構成等、4 その他 (略)

参集者名簿

青木 富三雄	(一社) 住宅生産団体連合会環境・安全部長
大木 勇雄	(一社) 建設産業専門団体連合会副会長
小野 秀昭	(株) 運輸・物流研究室取締役フェロー
鹿野 菜穂子	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
日下部 治	東京工業大学名誉教授
小菅 元生	日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局局长(～第6回検討会)
清水 英次	陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部朝霞分会長
鈴木 重也	(一社) 日本経済団体連合会労働法制本部長
高山 典久	(一社) ITフリーランス支援機構代表理事
田久 悟	全国建設労働組合総連合労働対策部長
出口 和則	(一社) 全国建設業協会労働委員会委員
土橋 律	東京大学大学院工学系研究科教授
中村 昌允	東京工業大学環境・社会理工学院特任教授
本多 敦郎	(一社) 日本建設業連合会安全委員会安全対策部会長
三柴 文典	近畿大学法学部教授
森 晃爾	産業医科大学産業生態科学研究所教授
山脇 義光	日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局局长(第7回検討会～)

(参考) 個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会 報告書 (一部抜粋)

3-1 個人事業者等の業務上の災害の把握等

(1) 業務上災害の報告の仕組み

ア 報告対象

●労働者死傷病報告の報告対象を踏まえ、休業4日以上の死傷災害

イ 報告主体

●被災時に個人事業者等が行っていた業務の内容を把握している者(①)、災害発生場所の状況を把握している者(②)が報告主体となることが適当。

●①及び②のいずれもが存在しない場合には、報告義務の対象とならないが、個人事業者等が監督署に情報提供できる。

●個人事業者等が中小企業経営者や役員である場合には、所属企業が監督署に報告する。

ウ 報告時期

●報告対象が休業4日以上の死傷災害であることを踏まえ、労働者死傷病報告の場合と同様、災害の発生を把握した後、「遅滞なく」報告を求める。

エ 罰則の適用

●報告主体となる個人事業者等は自身が被災していることや、雇用関係や請負関係にない者の災害について報告するという特殊性を踏まえれば、罰則を適用することは適当でないと考えられる。

オ 報告事項

●発生場所、災害発生日時、被災者に関する情報(氏名、年齢、性別、業種等)、報告者に関する情報、被災程度、災害の概要・原因など

(3) 業務上災害の分析等

●個人事業者等が、自らが属する業種・業態における災害の傾向を把握することが可能となるよう、国は、労働者死傷病報告と同様、個人事業者等による災害データを分析・公表する。

●業種・職種別団体は、災害の把握及び災害発生状況を分析し、その結果及びその結果を踏まえて必要となる災害防止対策について加入者に対して周知するよう努める。

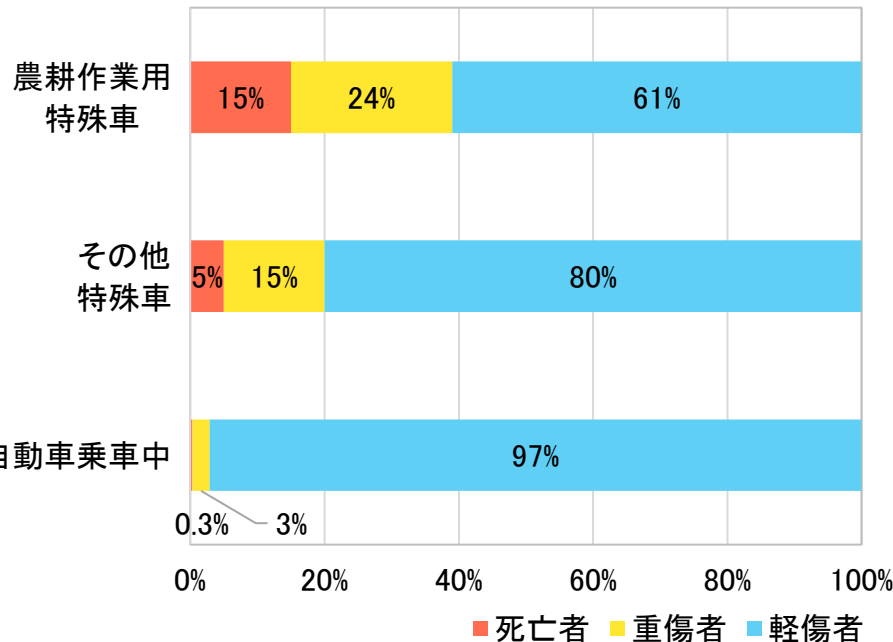
9(1) 車両へのシートベルトの備え付け及び着用の義務化について

- 道路上の乗用型トラクター含む農耕作業用特殊車の事故情報の収集・分析を行い、累次の農作業安全検討会に報告(参考資料4参照)。
- それらの結果を踏まえ、乗用型トラクターにおいて、車両へのシートベルトの備え付け及び着用を義務化することが有効であると考えられるため、今後、農水省より農耕作業用特殊車メーカー及び関係業界団体並びに警察庁及び国交省とそれぞれ相談することとしたい。
- その際、義務化するべき適切なシートベルト(技術的な要件等)及び詳細な対象車種について、農水省として、農研機構が実施している安全性検査の内容等を踏まえ検討した上で関係者との調整を行い、今後本農作業安全検討会に報告することとしたい。

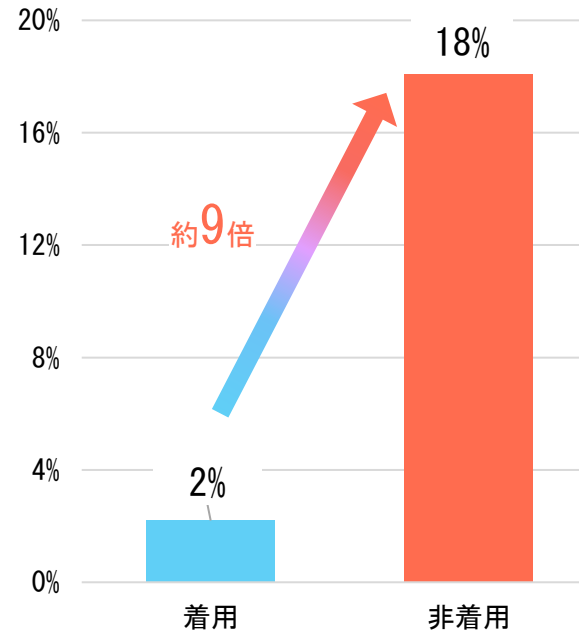
【過去の農作業安全検討会で示してきたデータ(抜粋)】

道路上での交通事故による死傷者数

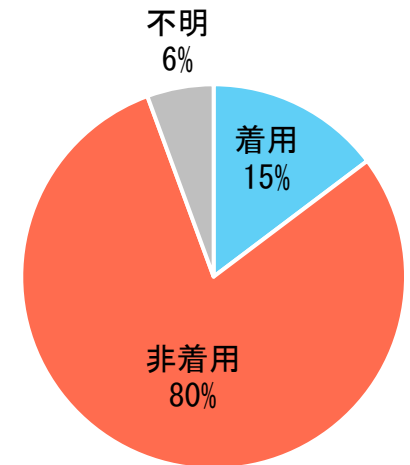
[死傷者割合]



農耕作業用特殊車における事故時のシートベルト着用状況別致死率



農耕作業用特殊車における事故時のシートベルト着用率



9(2) 道路運送車両法令関係（保安基準等）

- 道路運送車両の保安基準においては、「専ら乗用の用に供する自動車」及び「貨物の運送の用に供する自動車」に対し、シートベルトを備えることが義務付けられており、道路交通法においては、それらシートベルトを備えることが義務付けられた乗車装置に乗車する際にシートベルトを着用する義務が課せられている。
農業機械については、「専ら乗用の用に供する自動車」及び「貨物の運送の用に供する自動車」に該当しない「特殊自動車」であることから、道路運送車両の保安基準における義務付けの対象外となっている。
- シートベルト非着用による致死率の高さ等を踏まえ、道路走行の機会が多く、シートベルトがほぼ100%装備されている乗用型トラックを対象として当該義務付けの対象とすることについて、今後、農水省より農耕作業用特殊車メーカー及び関係業界団体並びに警察庁及び国交省とそれぞれ相談することとしたい。

道路運送車両の保安基準（座席ベルト関係の一部を抜粋）

第22条の3 次の表の上欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20キロメートル毎時未満の自動車を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席（第22条第3項第1号から第3号まで及び第6号に掲げる座席（第2号に掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。）並びに幼児専用車の幼児用座席を除く。）の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の下欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。

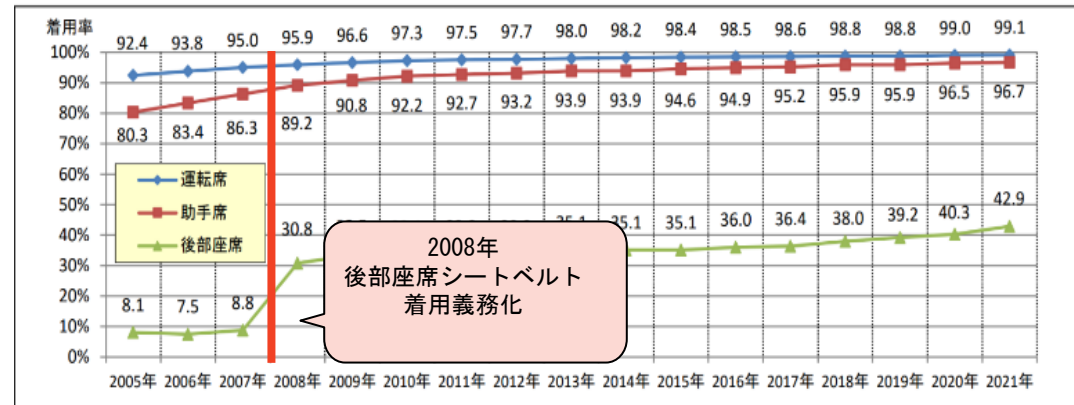
自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
一 専ら乗用の用に供する自動車であつて、次に掲げるもの イ 乗車定員10人未満の自動車 ロ 乗車定員10人以上の自動車であつて、車両総重量が3.5トン以下のもの（第3号に掲げるものを除く。）	運転席その他の座席であつて、前向きのもので（以下この表において「前向き座席」という。）	当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するための座席ベルト（以下「第2種座席ベルト」という。）
	前欄に掲げる座席以外の座席	当該座席の乗車人員が座席の前方に移動することを防止するための座席ベルト（第2種座席ベルトを除く。以下「第1種座席ベルト」という。）又は第2種座席ベルト

以下の表（貨物について規定）は略

道路交通法（座席ベルト関係の一部を抜粋）

第71条の3 自動車（大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。以下この条において同じ。）の運転者は、道路運送車両法第三章及びこれに基づく命令の規定により当該自動車に備えなければならないこととされている座席ベルト（以下「座席ベルト」という。）を装着しないで自動車を運転してはならない。ただし、疾病のため座席ベルトを装着することが療養上適当でない者が自動車を運転するとき、緊急自動車の運転者が当該緊急自動車を運転するとき、その他政令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

一般道路における着用率の推移



9(3) 道路運送車両法令関係 (シートベルトの普及状況)

- 乗用型トラクターにおいては、平成9年から安全フレーム、シートベルトがセットで標準装備されている。
- 平成22年～令和2年に国内向けに出荷された乗用型トラクターにおけるシートベルトの装備状況について、メーカー調査を実施したところ、調査先においては全ての型式において2点式のシートベルトが装備されている。

	大型特殊				小型特殊				合計			
	シートベルトの種類			小計	シートベルトの種類			小計	シートベルトの種類			小計
	2点式	3点式	なし		2点式	3点式	なし		2点式	3点式	なし	
平成22年	45	0	0	45	46,052	0	0	46,052	46,097	0	0	46,097
平成23年	41	0	0	41	46,336	0	0	46,336	46,377	0	0	46,377
平成24年	69	0	0	69	48,157	0	0	48,157	48,226	0	0	48,226
平成25年	113	0	0	113	55,515	0	0	55,515	55,628	0	0	55,628
平成26年	95	0	0	95	47,329	0	0	47,329	47,424	0	0	47,424
平成27年	90	0	0	90	49,151	0	0	49,151	49,241	0	0	49,241
平成28年	89	0	0	89	42,032	0	0	42,032	42,121	0	0	42,121
平成29年	98	0	0	98	40,309	0	0	40,309	40,407	0	0	40,407
平成30年	112	0	0	112	40,397	0	0	40,397	40,509	0	0	40,509
令和元年	145	0	0	145	42,138	0	0	42,138	42,283	0	0	42,283
令和2年	99	0	0	99	33,916	0	0	33,916	34,015	0	0	34,015

※国内製造メーカー4社、輸入機販売店3社による国内向け出荷台数の合計

I はじめに

II 農作業環境の安全対策の強化

- 1 農業機械の安全対策の強化
 - (1) 農業機械の安全性能の強化
 - (2) 安全性検査制度の見直し
 - (3) 法令で定められた対応の徹底
 - (4) 法令における農業機械の位置づけの確認

- 2 農地、農道、農業施設等の安全対策の強化**
 - (1) 農地、農道の安全対策**
 - (2) 農業施設等における安全対策

III 農業者の安全意識の向上

- 1 研修体制の強化
- 2 農作業安全に向けた現場の取組の活性化

10 農業生産基盤整備を行う際の安全配慮の徹底について

○ **農業生産基盤における安全性の確保として、土地改良事業計画設計基準 設計※「農道」（以下「設計基準『農道』という。」）の改定に当たり、農作業の安全性向上の視点を踏まえた改定を検討（食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会 技術小委員会での検討を経て、令和5年度末の改定を予定）。**

○ **「自動走行農機等に対応した農地整備の手引き」について、より一層の農作業安全対策の視点を盛り込んだ改定を実施（令和2年策定、令和5年3月改定）。**

※ 国営土地改良事業の実施に当たり、設計を行う際に遵守しなければならない基本的な事項等を定めたもの

設計基準「農道」の改定案 （農作業安全に関する主な部分）

(1) 大型化した農業機械の通行が想定できる場合や交通安全上好ましくない場合は、路肩幅員を標準値※から縮小しないことを基本とする旨を追記

※ 周辺地域の特性等の理由により必ずしも標準値とすることが地域住民等の意向に合致しない区間において縮小できる特例値を設けている。

表-8.5.2 路肩の幅員 (単位：m)

車道幅員	歩道等を設けない場合						歩道等を設ける場合					
	一般部		橋梁部		トンネル部		一般部		橋梁部		トンネル部	
	標準	特例	標準	特例	標準	特例	標準	特例	標準	特例	標準	特例
6.5m	1.0	0.5	0.75	0.5	0.5	—	0.5	0	0.5	0.25	0.5	0.25
6.0m	0.75	0.5	0.75	0.5	0.5	—	0.5	0	0.5	0.25	0.5	0.25
5.5m	0.75	0.5	0.75	0.5	0.5	—	0.5	0	0.5	0.25	0.5	0.25
5.0m以下	0.5	0.25	0.5	0.25	0.5	0.25	0.5	0	0.5	0.25	0.5	0.25

注1) 特例とは、地形の状況、周辺地域の特性、経済性等の理由により必ずしも標準値とすることが地域住民等の意向に合致しない区間において適用する場合で、この欄に掲げる値まで縮小することができる。

2) 歩道等とは、歩道、自転車道及び自転車歩行者道のことをいう。

3) 橋梁部とは、延長50m以上の橋梁又は高架の道路をいう。

4) 1)の条件下においても、大型農業機械の通行が想定される場合や交通安全上好ましくない場合は、特例値の0.25mを使用しないことを基本とする。

5) 歩道等を設ける場合の一般部の特例値0mについては、区画線の設置を考慮し0.25mを確保することが望ましい。

(2) 登坂部を設けてほ場との段差をなくし、ほ場進入時の転倒・転落防止、作業効率向上に寄与する農道ターン方式について追記



農道ターン方式の機能を有する農道

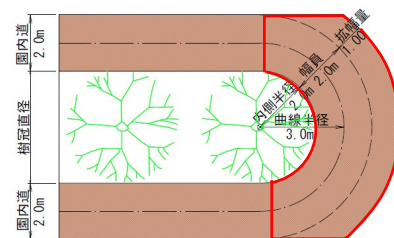
「自動走行農機等に対応した農地整備の手引き」の改定内容（農作業安全に関する主な部分）

(1) スマート農業、農機の大型化等に対応した農地整備を行う際に参考とする留意点をまとめた「自動走行農機等^{注)}」に対応した農地整備の手引きを令和5年3月に改定

注) 自動走行農機等は、自動走行農機、大型化した農業機械、ドローンなど営農作業において使用者が操作する農業機械等を表す。

(2) 傾斜部における農業機械作業の安全性等を考慮した農道を配置

例) 園内道においてスピードプレイヤーの巡回時に発生する軌跡のふくろみを考慮した幅員を設けることで農業機械の転落・転倒を防止



安全な旋回のための曲線半径の拡幅



安全に旋回できるよう整備された旋回部

I はじめに

II 農作業環境の安全対策の強化

- 1 農業機械の安全対策の強化
 - (1) 農業機械の安全性能の強化
 - (2) 安全性検査制度の見直し
 - (3) 法令で定められた対応の徹底
 - (4) 法令における農業機械の位置づけの確認

- 2 農地、農道、農業施設等の安全対策の強化
 - (1) 農地、農道の安全対策
 - (2) 農業施設等における安全対策

III 農業者の安全意識の向上

- 1 研修体制の強化
- 2 農作業安全に向けた現場の取組の活性化

11(1) 農業者向け研修（基礎研修・実践研修）

- 農林水産省では、毎年実施している「農作業安全確認運動」において、農作業安全に関する指導者が講師となって行う「基礎研修」及び「実践研修」の企画・開催を推進。
- このうち「基礎研修」については、農林水産省において各年度のテーマに沿った研修コンテンツを作成し、できるだけ多くの参加者に受講していただくため、地域で開催される栽培講習会や農協の作物別の生産部会等の既存の会合と併せて実施することを奨励。

～基礎研修とは～

農林水産省が毎年のテーマに沿って更新して提示する「研修コンテンツ」を用いて、全ての農業者を対象に実施する研修。
研修内容は、農作業に当たって必ず知っておく必要がある情報など基礎的なもの。

～実践研修とは～

基礎研修の受講者相当の知識等を有する者を対象とし、農業機械の適切な点検・整備方法や使用方法の実技演習、農作業安全に関する専門家と農業者の対話型による研修など、地域における営農体系や事故実態に応じた、より実践的なもの。

「基礎研修（令和5年度版）」

所要時間：30分程度を想定

1. 農作業事故が与える影響
農業者に農作業安全を自分事として捉えてもらえるように、事例を用いて、農作業事故が経営、地域農業に与える影響を説明
2. 農作業事故の現状
直近の農作業死亡事故の概要を説明
3. 農林水産省が提示する研修コンテンツに即した事故傾向
(例) 農業機械の転落・転倒事故の事例から、事故の発生要因を説明
4. 農林水産省が提示する研修コンテンツに即した対策
(例) 事故防止対策
 - ・危険箇所の特定
 - ・危険箇所の明示、回避行動の実践
 - ・危険箇所の改善被害軽減対策
 - ・安全フレームの適切な使用、シートベルト着用、ヘルメット着用等

「実践研修」のイメージ

① 農業機械の適切な点検・整備に関する研修



機械の整備不良に起因する事故や整備中の事故を防止する観点から、農業機に精通する農業機械士等が適切な点検・整備方法を指導する研修

② 農業機械の適切な使用方法に関する研修



依然として事故の多い、乗用型トラクター、農業防除機などの農業機械について、適切な使用方法を実技形式で指導する研修

③ 対話型研修



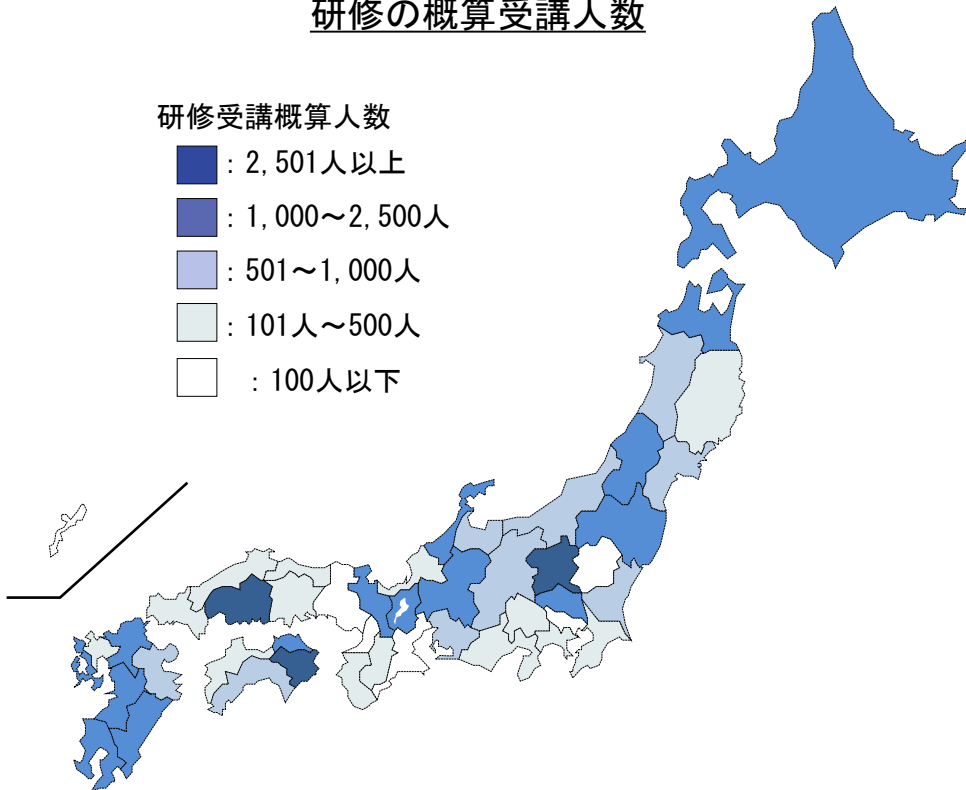
農業者のヒヤリハットの体験に基づき、農業者による対話型研修を実施し、作業の問題点洗い出すとともに、専門家による改善策の助言等を行う研修

11(2) 農業者向け研修（実施状況）

- 令和5年の受講者数は、基礎研修と実践研修を合わせて約46,000人であり、基幹的農業従事者数約120万人（令和5年概数値）と比較しても十分とはいえない。
- これらの研修の講師には、全国に育成した「農作業安全に関する指導者」を講師とすることを基本としているが、令和5年において講師を務めた割合は4割強と過半に満たない。このため、今後は都道府県協議会等が指導者リストを作成するなどにより、指導者を斡旋することができる体制を構築することが必要。また、現在約4,400名の指導者数も十分とはいえないことから、農作業安全に関する指導者向け研修の受講を推進していく。

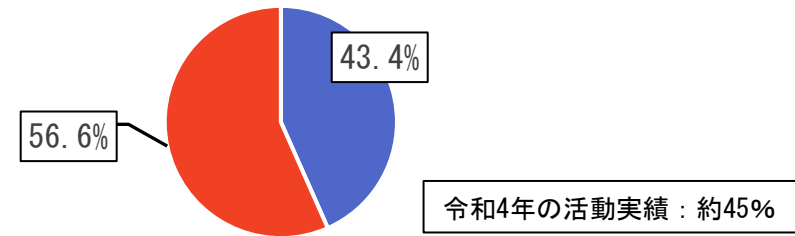
研修の概算受講人数

研修受講概算人数



研修の概算合計受講人数 約46,000人

研修の講師に農作業安全指導者を活用した割合※



■ 活用している ■ 活用していない

※開催を予定している研修（農作業安全指導者以外、講師が未定のものを含む）のうち農作業安全に関する指導者を活用する割合を表す。

農作業安全に関する指導者の人数

都道府県、市町村	1,811
農業者団体	1,346
農業機械メーカー、販売店	594
農業機械士	142
労働安全衛生コンサルタント	122
指導農業士・農業経営士等	78
その他(GAP指導員等)	289
合計(人)	4,382

注) 令和5年8月現在

(参考) 「基礎研修」における令和5年度研修コンテンツ（1～2ページ目）

令和5年度

農作業安全に関する基礎的な研修（基本資料）

農林水産省

I 農作業事故は、あなたの人生設計を大きく変えます

○ 被災者の想いを知ってください

サトウキビ畑で調苗作業中に調苗機に誤って右腕が引き込まれ、右腕の肘付近から先を失った



実際の負傷の様子

【被災者本人のコメント】

「指先がカッターに当たったと思ったら、次の瞬間にはほ場に右腕が転がり、切断面から大量の出血をしていた。出血を見ながら、このまま死ぬかもしれないと感じた」

【短期的影響】

- ・3週間程度の入院（看病のために家族に大きな出費）
- ・当年の売り上げ金額は、約4割減少

【中・長期的影響】

- ・利き手を失い、生活に支障
- ・追加雇用が必要となり、所得が減少
- ・新規作物の導入を断念

サトウキビ畑 1ha
作業員（本人+1名）
の家族労働

※ 令和4年度補助事業により整理

○ 農作業事故によって様々な問題が発生します



心身への影響

- ・ケガ、治療、後遺症による肉体的なダメージ
- ・自らの過失に対する心理的・精神的なダメージ



経営・生活への影響

- ・治療費、新たな農業機械の購入費、代替労働者の雇用費等の支出増、収量減による収入減、それによる債務増加など金銭的なダメージ



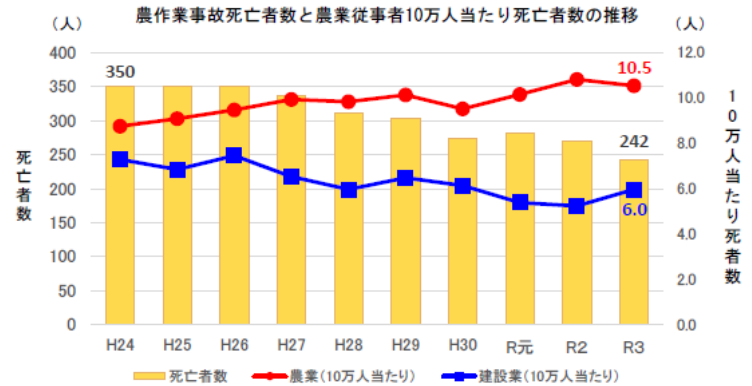
家族・地域社会への影響

- ・家族による急な事業継承に踏み切った場合は、**家族の人生設計が大きく変わるダメージ**
- ・後継者がなく、農地の借り手が見つからない場合は、**農地荒廃による地域社会へダメージ**

II 農作業事故は「自分ごと」、身近に迫っています！！

○ 農業は意外に危険な産業です

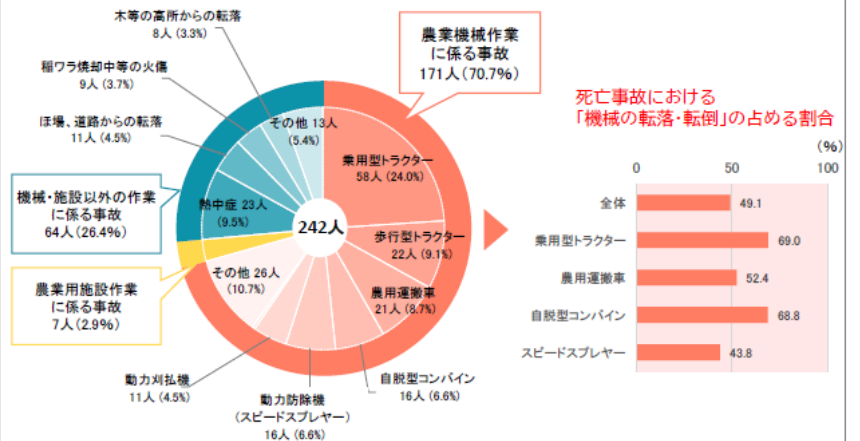
農業従事者10万人当たりの死亡者数は、建設業の約2倍近くとなり、令和3年は全国で約250名近くの方が亡くなっています。



(出典) 統計データ等を用いて農林水産省が整理

○ 農業機械の転落・転倒で多くの方が亡くなっています

要因別の死亡事故発生状況（令和3年）



(出典) 統計データ等を用いて農林水産省が整理

(参考) 「基礎研修」における令和5年度研修コンテンツ（3～4ページ目）

III 実際に発生した事故の事例

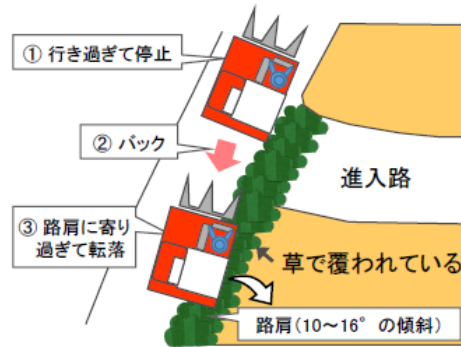
農業機械の転落・転倒事故

【事故事例】コンバインの転落

ほ場に入ろうとしたが、進入路の入り口が草で覆われていたため、わかりづらく、行きすぎてしまい、バックしたところ、草で覆われた路肩を踏み外して約1.5m下の低地に転落し、コンバインの下敷きになった
(60歳代男性、圧死)



転落した実際のコンバイン



【近年に発生した転落・転倒事故の例】

農業機械の種類	被害者	被害状況	発生場所	事故概要
乗用型トラクター	60歳代男性	死亡	畑	ほ場から、ほ場進入路(緩やかな上り)へ退出しようとした際、路面の状態が悪く、バランスを崩して横転。路面は未舗装で、陥没対応として土嚢が処置されていたものの一部凹凸もみられ、不安定な状態にあった。
乗用型トラクター	60歳代男性	重症	畑	牧草の刈り取りのため、農道からほ場に進入した際、約1mの段差により横転した。初めて入るほ場であり、普段は歩いてほ場の状況を確認するが、事故時はこの確認を行っていなかった。
乗用型トラクター	50歳代男性	重症	畑	進入路からではなく、畦畔からほ場を出ようとしたため、トラクターがワイリーし、後ろにつけていた培土機が外れた後、トラクターがひっくり返り、その下敷きになった。
自脱型コンバイン	80歳代男性	死亡	水田	コンバインで稲刈り作業を行うため、道路から水田にコンバインを進入させようとしたところ、コンバインが35cm下の水田に左側から横転した。道路幅は2mと狭く、左側水田にコンバインの向きを変える際、左側に寄り過ぎてキャタピラが道路から外れ、横転したと推測される。
スピードスプレヤー	40歳代男性	重症	果樹園	走行経路から外れ、ほ場外へ転落した。飛び降りた際に鎖骨を骨折。散布経路が草で覆われていたことや確認不足により、走行路が分からなかった。

(出典)2019年から2022年までに農林水産省に報告された都道府県、農機メーカーからの事故情報から抜粋

IV 転落・転倒事故から身を守るために

【事故防止】危険箇所の確認と対応

- ① 現場で転落・転倒の可能性のある危険箇所を確認



- ② 具体的な対応策を決定

ア) 危険箇所を封鎖・修繕・補強

できない場合

イ) 危険箇所を機械で走行しない等ルールを決める

できない場合

ウ) 草刈りや目印の設置(危険箇所を“わかりやすく”)



【被害軽減】シートベルトの装着とヘルメットの着用



シートベルトの装着
(フレーム・キャビン付きトラクターの使用)

シートベルトの装着により、事故時の死亡率が1/8に

ヘルメットの着用

ヘルメットの着用は、頭部を保護するとともに、安全意識を高める効果もあります

親せきやご近所の農業者に、「あなた」から声をかけてあげましょう

(例1) 田んぼに行くときは、

南側の道は狭くて危ないから、北側の広い道を通ってね

危険箇所を明確に

対策を具体的に

(例2) 今日もシートベルトとヘルメットを忘れないでね

習慣にしやすい被害軽減対策を

講義を振り返り、農作業安全に関するそれぞれの取組目標(約束ごと)を定めてみましょう。また、それを実践していただきますようお願いいたします。



12 地域段階の推進体制の強化

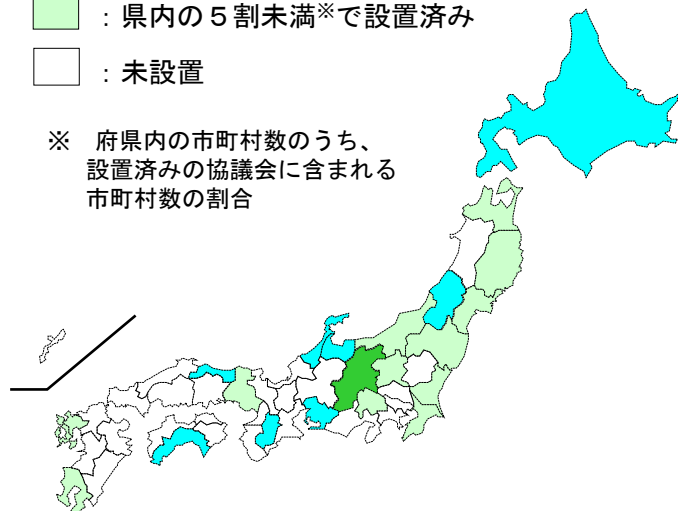
- 農業者を対象とした農作業安全に関する研修の開催など、県段階や地域段階において農作業安全対策を効果的に講じるためには、行政、生産者団体、農業資材販売店など関係機関が事故情報や普及啓発方を共有し、一体的に取り組んでいくことが重要。
- 地域段階の協議会は、「全域で設置済み」の都道府県が、令和3年3月に行った前回調査では3道県であったのが、令和4年10月に行った今回調査では8道県に増加（富山県、石川県、愛知県、奈良県、高知県で新たに県下全域で設置）。
- 一方、死亡事故が多く発生している県でも設置が遅れている地域があることから、引き続き、都道府県や都道府県協議会と連携して地域段階の協議会設置を促していく必要。

地域段階の設置状況（令和5年2月時点）

全体の約3割の市町村で設置（467/1,724市町村）

- : 道県内全域で設置済み
- : 県内の5割以上※で設置済み
- : 県内の5割未満※で設置済み
- : 未設置

※ 府県内の市町村数のうち、設置済みの協議会に含まれる市町村数の割合



【設置を検討している府県】

青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、茨城県、群馬県、埼玉県、山梨県、長野県、静岡県、新潟県、福井県、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、鹿児島県

【参考】

【地域段階の協議会の設置例】

(1) 設置の範囲

- ・ 市町村単位
- ・ 県の出先機関単位、旧郡などの地域的なまとまり

(2) 設置母体

- ・ 他の目的で設置された既存の協議会を活用

- 例) 担い手育成総合支援協議会、農業連絡会議、農業機械士会、農業再生（活性化）協議会等
- ・ 農作業安全単独の協議会を設置

道府県別農作業事故死亡者数

(単位:人)

道府県名	29年	30年	令和元年	2年	3年
北海道	17	22	25	17	9
青森	10	6	11	14	8
岩手	14	12	12	4	9
宮城	7	-	-	11	-
秋田	-	5	9	4	8
山形	8	-	4	6	4
福島	9	7	9	9	8
茨城	11	13	11	6	6
群馬	4	4	8	7	-
埼玉	11	10	5	4	8
山梨	11	5	-	-	4
長野	5	10	14	4	5
新潟	-	-	5	4	-
富山	10	12	-	7	7
石川	-	-	-	-	-
福井	4	-	5	-	-
山梨	-	-	-	-	4
長野	10	9	11	4	5
岐阜	15	18	13	20	15
静岡	4	12	4	6	-
愛知	9	-	6	-	-
三重	5	7	9	6	9
滋賀	-	-	6	-	-
京都	4	-	-	-	6
大阪	5	-	4	-	-
兵庫	-	-	-	-	8
奈良	11	5	5	8	4
和歌山	-	-	-	-	5
鳥取	-	-	5	-	6
島根	-	5	-	-	-
岡山	17	7	8	6	7
広島	5	6	5	5	-
山口	6	-	6	7	4
徳島	4	-	5	4	7
香川	-	4	4	5	7
愛媛	5	5	10	5	5
高知	-	5	5	4	-
福岡	16	4	4	4	6
佐賀	7	7	4	6	7
長崎	12	8	-	11	8
熊本	9	8	4	10	9
大分	8	8	8	14	6
宮崎	-	7	7	7	7
鹿児島	16	13	5	10	9
沖縄	4	-	-	4	8
全国計	304	274	281	270	242